

平成25年度 固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました

平成25年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(水)に発送しました。

※納税義務者 平成25年度分の固定資産税・都市計画税の納税義務者は、平成25年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方です。

※税率は、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.27%です。

※土地の負担調整措置 土地の評価額が変わらなくても税額が上がる場合があります。

※道路に使用されている土地の固定資産税について 所有する土地の一部が、分筆しないまま公衆用道路として使用されている場合は、道路面積のわかる測量図面を添えて、申告してください。

※課税標準額(固定資産の価格など) 市では、固定資産税路線価を無料で公開しています。

※同一の住宅に對して1回限りで、今年度の予算の範囲内とします。

※補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ 防災安全課 ☎042(346)9519

問合せ 水と緑と公園課 ☎042(346)9830

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎042(346)9576

問合せ 中央図書館2階会議室 ☎042(346)9618

問合せ 青少年センター運営等協議会 ☎042(346)9521

問合せ 中央公民館 ☎042(341)0861

ご利用ください 住宅の耐震診断・改修、ブロック塀改修

◆木造住宅の耐震診断費用を補助 対象者 対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合を含む)

◆木造住宅の耐震改修費用を補助 対象者 対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合を含む)

◆ブロック塀などの改修費用の補助 対象 次の条件すべてに該当するブロック塀などの撤去・改修

◆ブロック塀などの改修費用の補助金額 撤去 経費の9割以内(長さ1メートル当たり6千円、1件当たり12万円が限度)

改修 経費と1メートル当たり3万円×改修した長さを比較して、少ない額の5割以内(1件当たり30万円が限度)

問合せ 防災安全課 ☎042(346)9519

以前の土地の評価水準は、市町村ごとに異なり、地価公示価格より相対的に低い水準で評価されています。

課税標準額が、住宅用地は評価額(住宅用地特例率を乗じた額)の90%に、商業地(駐車場や店舗敷地など)は評価額の60%の水準に達すると、税額が据え置きになります。

課税標準額が、住宅用地は評価額(住宅用地特例率を乗じた額)の90%に、商業地(駐車場や店舗敷地など)は評価額の60%の水準に達すると、税額が据え置きになります。

所有する土地の一部が、分筆しないまま公衆用道路として使用されている場合は、道路面積のわかる測量図面を添えて、申告してください。

市では、固定資産税路線価を無料で公開しています。

同一の住宅に對して1回限りで、今年度の予算の範囲内とします。

補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ 防災安全課 ☎042(346)9519

問合せ 水と緑と公園課 ☎042(346)9830

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎042(346)9576

問合せ 中央図書館2階会議室 ☎042(346)9618

問合せ 青少年センター運営等協議会 ☎042(346)9521

問合せ 中央公民館 ☎042(341)0861

問合せ 中央公民館 ☎042(341)0861

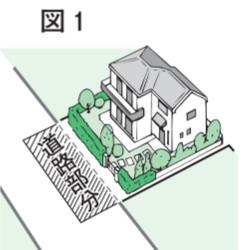
表1 住宅用地特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地(住宅用地で200㎡を超える部分)	3分の1	3分の2

表2 新築住宅等の減額措置

要件	新築住宅等の減額措置	
	新築住宅	新築された認定長期優良住宅
住宅の種類	専用住宅、居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅、一戸建以外の貸家住宅	左の住宅のうち、建築指導事務所から長期優良住宅建築等計画の認定を受けて新築された住宅
居住部分の床面積	50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下	
減額される範囲	住宅として用いられる部分の床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分	
減額される期間	●一般住宅(下記以外の住宅)…新築後3年度分 ●3階建以上の耐火構造および準耐火構造住宅…新築後5年度分	●一般住宅(下記以外の住宅)…新築後5年度分 ●3階建以上の耐火構造および準耐火構造住宅…新築後7年度分
減額される割合	家屋にかかる固定資産税額が2分の1減額	

※認定長期優良住宅に対する減額措置を受けるためには、新築した年の翌年の1月31日までに申告書などを市役所へ提出する必要があります。



新築住宅のうち、一定の要件を満たす住宅の固定資産税を、一定期間減額します。また、認定長期優良住宅を新築した場合は、申告により、減額される期間がより長くなります(表2)。

◆新築住宅等の減額措置 新築住宅のうち、一定の要件を満たす住宅の固定資産税を、一定期間減額します。

◆耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅の固定資産税を減額 減額措置を受けるには、原則として改修工事完了後、3か月以内の申請が必要です。

◆東日本大震災により、代替の土地や家屋を取得した方へ 東日本大震災により、住宅が滅失・損壊し、その住宅の敷地に代わる土地を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

◆東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

問合わせ先へ 東日本大震災により、住宅が滅失・損壊し、その住宅の敷地に代わる土地を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

◆東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

おける原子力発電所の事故により、居住困難区域に指定された区域内にあった家屋に代わる家屋を取得した場合は同様です。

◆東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

審議会などの日程

◆第1回 図書協議会 5月9日(木) 午後2時から

◆第1回 小平市防災会議 5月13日(月) 午後2時から

問合わせ先へ 東日本大震災により、住宅が滅失・損壊し、その住宅の敷地に代わる土地を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

◆東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。

◆東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得したときは、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。